

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内 容 に よ る 分 類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	脱着ボディー車	C P S - V 2 3 2 0 0 7	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 6 年 1 0 月 1 1 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名 補 給 本 部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において、20FTコンテナ（以下，“コンテナ”という。）の積載、運搬及びしゃ下に使用する脱着ボディー車（以下，“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 1.2 及び C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 によるほか、次による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 仕様書

C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）

品 名	脱着ボディー車
-----	---------

消防法（昭和23年法律第186号）

自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）

（防経艦第6002号 27.4.24）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C&LPS-V00008の2.1によるほか、自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合しなければならない。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値及び排出ガス基準の適用の有無は、調達要領指定書により指定する。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 操縦室
- c) コンテナ積載・しゃ下装置
- d) 灯火類
- e) 附属装置

2.3 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は、承認図面による。

2.4.1 構造

構造は、市販トラック6×4（ダブルタイヤ）の荷台にコンテナを積載、運搬及びしゃ下できる構造とするほか、次による。

a) 機関

機関は、4サイクル水冷ディーゼル機関とする。

b) 操縦室 操縦室は、次による。

- 1) 操縦室は、全鋼製箱形とする。
- 2) 乗車定員は、3名とする。
- 3) 計器類は、操縦席の見やすい位置に設け、計器類（製造会社仕様）のほか、運行記録計〔電気式1日計用（120 km/h）〕を取り付ける。
- 4) エアコンを取り付ける。
- 5) 粉末消火器ABC・1.8 kg・自動車用の取付金具を操縦室内の乗降車の妨げにならない場所に1EA取り付ける。
- 6) AM/FMラジオを取り付ける。

品 名	脱着ボディー車
-----	---------

c) コンテナ積載・しゃ下装置

コンテナ積載・しゃ下装置は、次による。

- 1) コンテナを積載，運搬及びしゃ下可能な構造とする。
- 2) コンテナ運搬時に，コンテナをロック状態で保持可能な構造とする。
- 3) コンテナを積載する際に，コンテナを車両中心に案内する拡幅式のガイドを備える。
- 4) コンテナへ取付可能なコンテナ積載・しゃ下装置用のアタッチメントを 1 E A 備える。
- 5) 工具箱を車両左舷側に 1 E A 取り付ける。
- 6) 網かごを車両右舷側に 1 E A 取り付ける。
- 7) 5.3.1 e) 及び f) を，工具箱内に備える。
- 8) コンテナ積載・しゃ下装置を車外で操作可能なラジコンを操縦室内に 1 E A 備える。

d) 灯火類

灯火類は，自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）によるほか，作業灯（LED，コンテナ脱着作業用）を操縦室後方に左右各 1 E A 取り付ける。

e) 附属装置

附属装置は、次による。

- 1) カメラ及び操縦室内にモニターを取り付け，次の画面を操縦者が操縦席において，確認できなければならない。ただし，2.4.1 e) 3) に示すカーナビゲーションシステムにより確認できる場合は，モニターは省略とする。
 - 1.1) コンテナフック係合箇所（コンテナは地面にしゃ下された状態）
 - 1.2) バック映像
- 2) コンテナ積載，しゃ下時に，コンテナをロック状態，ロック解除状態にできなければならない。
- 3) カーナビゲーションシステム 1 式を取り付ける。ただし，テレビの視聴ができない措置を講じなければならない。
また，2.4.1 b) 6) に示す AM/FM ラジオがカーナビゲーションシステムと一体型の場合は，AM/FM ラジオは省略とする。
- 4) ETC 対応車載器を取り付ける。
- 5) ドライブレコーダーを取り付ける。
- 6) スマートルームミラーを取り付ける。
- 7) スペアタイヤキャリアを車両左舷側に 1 E A 取り付ける。
- 8) 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は，調達要領指定書により指定する。

2.4.2 寸法

寸法は、次による。

a) 車両寸法 車両寸法は、次による。

- 1) 全長 最大 9 5 0 0 mm
- 2) 全幅 最大 2 5 0 0 mm
- 3) 全高 最大 3 8 0 0 mm

品 名	脱着ボディー車
-----	---------

2.4.3 質量

車両質量及び車両総質量は、製造会社仕様とし、最大積載量は、9 5 0 0 k g 以上（コンテナを含む。）とする。

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があつてはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあつてはならない。
- c) 塗装は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.3 によるほか、次による。
 - 1) 車体外部は、製造会社仕様塗料を使用し、N D S Z 8 2 0 1 の色番号 2 3 1 4 O D 色により塗装する。
 なお、細部は、承認図面及び色見本による。
 - 2) 車体下部は、製造会社仕様の黒色（ディスクホイールを除く。）で塗装する。

2.5.2 性能

性能は、次による。

- a) コンテナ積載・しゃ下性能
 コンテナ積載・しゃ下性能は、次による。
 - 1) 空コンテナ積載・しゃ下時間は、次による。
 - 1.1) 積載 1 6 0 秒以内
 - 1.2) しゃ下 1 8 0 秒以内
 - 2) コンテナのガイド拡幅量は、左右合わせて 8 0 m m 以上とする。

2.6 製品の表示

製品の表示は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4 によるほか、細部は、承認図面による。

なお、自動車番号標は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4.4 の表 2 の“車両法適用除外指定の車両”とする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.1.1 による。
- b) 取扱説明書等は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.1.2 による。
- c) 車両法適用除外指定等申出関連書類は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.1.3 による。
- d) 完成写真は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.1.5 による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 5.1.6 による。

品 名	脱着ボディー車
-----	---------

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、次による。

5.3.1 附属品

附属品は、次による。

- a) 非常信号灯（道路運送車両の保安基準適合品，乾電池式，懐中電灯兼用式） 1 E A
- b) 粉末消火器A B C・1. 8 k g・自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格適合品，リサイクルシール付） 1 E A
- c) アタッチメント（コンテナ積載・しゃ下装置用） 1 E A
- d) ラジコン（車外操作用） 1 E A
- e) スペーサ（ガイド取り付け用） 1 S E
- f) サイドプレート（ガイド取り付け用） 2 E A

5.3.2 予備品

予備品は、次による。

- a) 前軸用予備タイヤ（ホイール付）は、1 E Aとする。
- b) スタッドレスタイヤ（1両分）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

5.4 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は、次による。

5.4.1 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3より、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

- a) 外形図（寸法及び質量を含む。）
- b) 塗装配置図
- c) 航空自衛隊標識図
- d) 銘板図
- e) その他必要な図面

5.4.2 色見本

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、車体外部の塗料の色について、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

なお、色見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4による。

5.5 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.6 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

